

平成25年度 議案第4号

都 — 291 — 4
平成25年 6月11日

秋田県都市計画審議会会长 様

湯沢都市計画都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針の変更について

秋田県知事 佐竹 敬久



湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針の変更について（諮問）

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

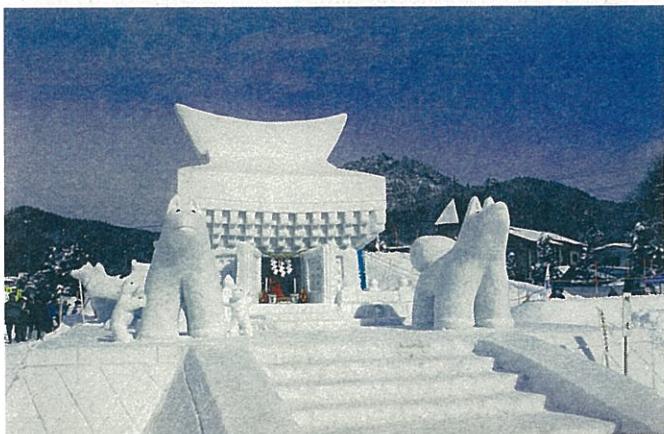
平成25年7月12日審議

秋田県都市計画審議会会长

湯沢都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスターplan)

(案)



平成 25 年 月

秋田県

湯沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

※都市計画法の改正（H23年8月30日法律第105号）により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）で定める事項は

- 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

の順番になりましたが（都市計画法第6条の2第1項第2号）、当マスターplanでは、構成上の理由から二、一、三の順番で記載しております。

～ 目 次 ～

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模	1
2) 目標年次	1
(2) 広域都市圏の将来像	3
1) 都市づくりを取り巻く情勢の変化	3
2) 湯沢広域都市圏の位置づけ、役割等	4
3) 湯沢広域都市圏の将来像	5
4) 湯沢広域都市圏の目標	6
(3) 都市づくりの基本理念	8
1) 都市計画区域の位置づけ、役割等	8
2) 都市計画区域の将来像	9
3) 都市計画区域の目標	9
(4) 目標とする市街地像	10
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針	13
2. 区域区分の決定の有無	14
(1) 区域区分の有無	14
3. 主要な都市計画の決定の方針	15
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1) 主要用途の配置の方針	15
2) 土地利用の方針	17
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	20
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	23
3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	26
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	27
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	27
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	28
1) 基本方針	28
2) 主要な緑地の配置の方針	29

1. 都市計画の目標

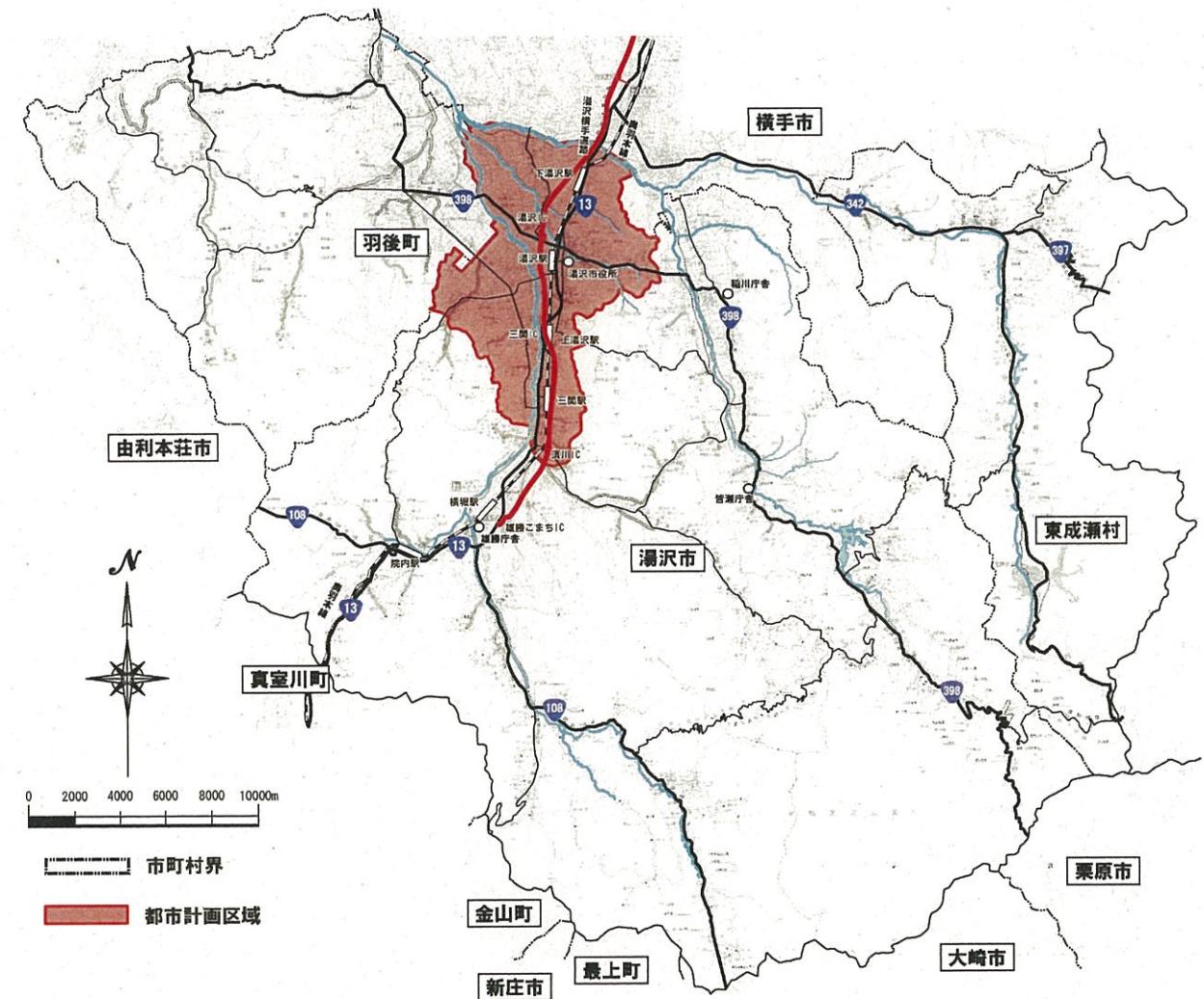
(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範 囲	面 積
湯沢都市計画区域	湯沢市	行政区域の一部	7,780ha

2) 目標年次

本区域マスターplanは、おおむね20年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成42年とする。ただし、「区域区分の決定の有無」に関する事項については、おおむね10年後の将来予測を行った上で定めるものとし、目標年次を平成32年とする。



湯沢都市計画区域位置図

(2) 広域都市圏の将来像

1) 都市づくりを取り巻く情勢の変化

これからの湯沢広域都市圏の都市づくりを考えるにあたっては、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、圏域の都市計画の方針を定めるものとする。

- ① 市町村合併により、湯沢市の行政区域が拡大したことを受け、広域的な視点で都市機能や地域特性を捉えた都市づくりが求められている。
- ② 人口減少・少子高齢化社会に対応するため、生活利便性の高いコンパクトな市街地を形成するとともに、本圏域内の市街地、集落が相互に連携することで地域サービスが充実する都市づくりが求められている。
- ③ 地球温暖化をはじめとして地球規模で環境問題が深刻になっている状況を踏まえ、移動効率が高い交通体系の構築やエネルギー利用効率が高い市街地の構築等により環境負荷¹を低減する低炭素型都市²の形成が求められている。
- ④ 平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震、さらには東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震や局所的な大雨など、自然災害による甚大な被害が発生しているなかで、防災、減災など災害に強い安全で安心な都市の形成が求められている。

2) 湯沢広域都市圏の位置付け、役割等

本広域都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

① 三県及び他広域都市圏との連携や交流を促進する役割

本広域都市圏は、奥羽山脈と出羽山地に囲まれ、一級河川雄物川とその支流が流れる横手盆地の南側、秋田県の最南端に位置している。岩手県、宮城県、山形県の三つの県に隣接し、古くから秋田県の南の玄関口となっている。また、湯沢横手道路、国道13号等の幹線道路、JR奥羽本線などが整備され、雄物川流域圏³内の主要都市である大仙市や横手市等との連携や交流が活発である。

さらに、栗駒国定公園をはじめとする豊かな自然や温泉資源、伝統行事、伝統の匠など、多くの観光資源に恵まれている。平成24年9月には圏域に点在する地質遺産が日本ジオパークに認定され、新たな観光資源として注目されているとともに、原子力に替わるエネルギーとして期待される再生可能エネルギーの一つである地熱発電の導入が進められている。

このようなことから、本広域都市圏は、豊富な自然・観光資源を生かし、隣接する三県及び雄物川流域圏等との観光、産業等の連携や交流を促進する役割を担うこととする。

② 栗駒国定公園をはじめとする豊かな自然、伝統、文化など、先人達が育んできた圏域の個性を未来に伝える役割

本広域都市圏は、栗駒国定公園や雄物川などの豊かな自然と温泉、地質遺産、城下町として栄えた湯沢の歴史、西馬音内盆踊りや七夕絵どうろう等の伝統行事、稻庭うどんや川連漆器、酒造り等の伝統的な産業など、県内でも有数の自然、伝統、文化の宝庫であり、これらと共に発展してきた広域都市圏である。

このようなことから、先人達が育んだ自然、伝統、文化を、広域都市圏の財産として未来に伝える役割を担うものとする。

③ 都市と周辺地域が共存・共生する圏域を実現する役割

本広域都市圏には、都市圏の中心として行政、商業、医療、福祉機能等が集積する湯沢都市計画区域があり、また、業務、商業機能などを補完し日常生活を支える地域や、集落が形成されている。

このようなことから、湯沢都市計画区域と周辺地域はそれぞれの特性を生かし連携することにより、都市と周辺地域が共存・共生を実現する役割を担うこととする。

¹ 環境負荷：環境に与えるマイナスの影響を指し、特に人間社会から発生する廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加等の環境負荷が問題となっている。

² 低炭素型社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつ、二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムが構築された社会。

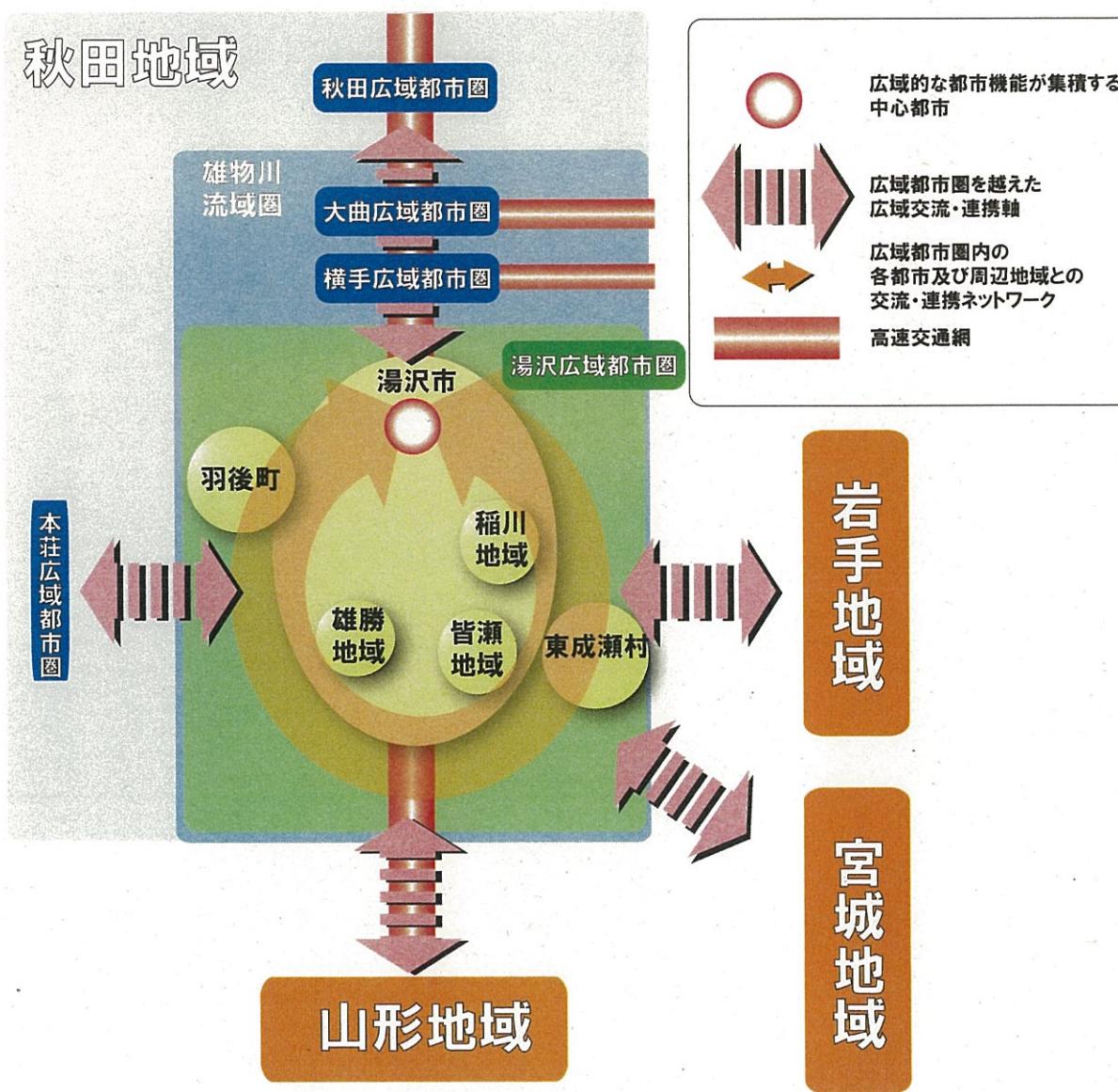
³ 雄物川流域圏：雄物川を中心とした地理的なまとまりがあり、大曲広域都市圏、横手広域都市圏、湯沢広域都市圏から構成される圏域である。古くから舟運や街道等により結びつきが強く、現在でも買い物や通勤・通学などの日常的なつながりのある圏域である。

3) 湯沢広域都市圏の将来像

湯沢広域都市圏のおおむね20年後の将来像を次のように掲げる。

豊かで安心な暮らしが実現する観光・文化・生活交流都市圏

湯沢の都市機能と周辺の各地域が有する観光機能を生かし、互いの魅力を生かしながら、豊かで安心な暮らしが実現し、地域が一体となった観光・文化・生活交流都市圏を目指す。



湯沢広域都市圏の将来像

4) 湯沢広域都市圏の目標

本広域都市圏における将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

① 広域交流・連携軸の形成

雄物川流域圏の各都市や岩手県、宮城県、山形県等を結ぶ、高速道路や幹線道路の整備促進等による交通機能の維持・強化により、活発な交流・連携を実現する広域交流・連携軸の形成を目指す。

また、本広域都市圏の観光振興に向け、広域都市圏内に点在する自然、伝統行事、温泉資源等の観光・文化拠点間を結ぶネットワークの形成とともに、中心市街地と周辺地域とを結ぶネットワークの形成を目指す。

② 安心な暮らしを支える都市の形成

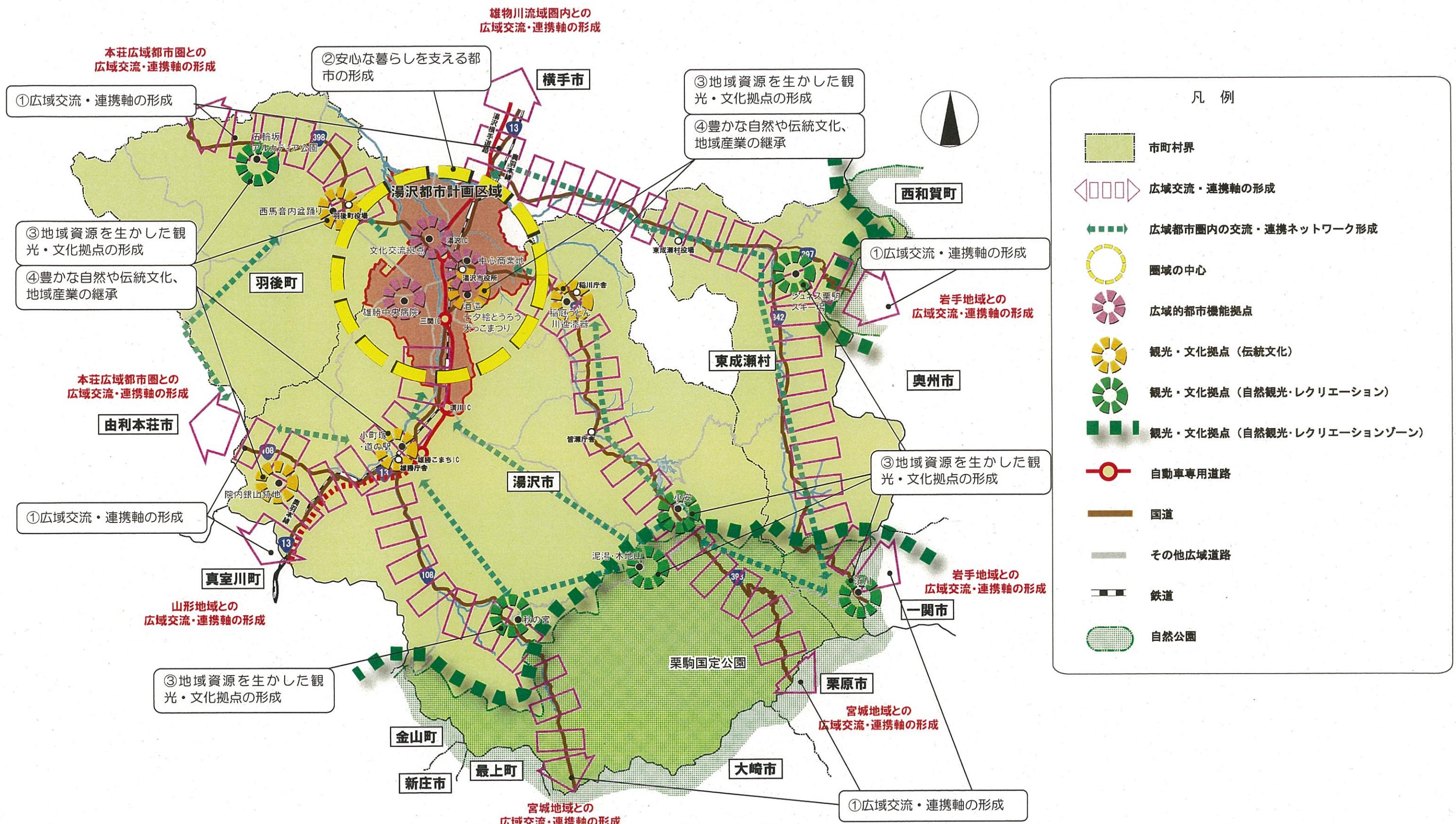
行政、医療・福祉、商業機能などの広域的な都市機能の集積を図り、本広域都市圏内の人々の安心な暮らしを支える都市の形成を目指す。

③ 地域資源を生かした観光・文化拠点の形成

本広域都市圏は、栗駒国定公園や雄物川などの自然、力水などの清水、酒造り、漆器、うどん製造などの産業や、西馬音内盆踊りや七夕絵どうろうなどの情緒豊かな伝統行事、豊富な温泉資源、日本ジオパークに認定された地質遺産などを有しており、これらの魅力ある地域資源を生かした観光・文化拠点の形成を目指す。

④ 豊かな自然や伝統・文化、地域産業の継承

豊かな自然や伝統・文化、地域に根ざした産業を本広域都市圏域の個性として保全・活用し、次世代への継承を目指す。



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ・役割等

湯沢都市計画区域は、東側の古館山とこれに連なる丘陵地に囲まれた横手盆地にあり、雄物川等の大小河川に恵まれた自然豊かな都市を形成している。

古くから雄物川の舟運や羽州街道などが結節する交流の拠点であった。現在は、湯沢横手道路、国道13号、国道398号、JR奥羽本線などにより、他の都市とつながっている。

JR湯沢駅周辺の中心市街地に業務・商業施設、雄物川の西側に雄勝中央病院や老人福祉施設が立地し、湯沢IC周辺に広域文化交流施設などが集約しており、広域都市圏における定住の促進や交流人口の拡大に寄与している。

さらに、佐竹南家から伝わる伝統や文化、歴史的建造物、また、酒造り等の地域産業など、多くの歴史的・文化的財産を有している。

以上のことから、広域都市圏の中心として、安全・安心で快適な暮らしを支え、豊かな自然や城下町に展開された伝統、文化を継承するとともに、活発に交流・連携する都市として位置付ける。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ・役割等を踏まえ、おおむね20年後を目標とした将来像を次のとおりとする。

豊かな自然に囲まれ、城下町の風情ある 安全・安心で快適な交流都市

3) 都市計画区域の目標

本区域における将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

① 都市機能が集約し、市街地居住を促進する都市づくり

本区域は広域都市圏の中心として、業務・商業機能や医療・福祉機能、広域文化交流機能などが集約し、市街地居住を促進する都市を目指す。

② 活発な交流・連携を実現する都市づくり

東北中央自動車道の整備促進等をはじめとする交通機能の維持・強化を図り、広域都市圏内外におけるネットワークを形成し、活発な交流・連携が実現する都市を目指す。

③ 豊かな自然と格式ある街並みを継承する都市づくり

雄物川や古館山及びこれと連なる丘陵地などの豊かな自然の保全を図るとともに、酒造りなどの地域産業や伝統行事等、城下町に展開された豊かな伝統・文化により育まれた格式のある街並みを継承する都市を目指す。

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

1) 都市機能が集約し、市街地居住を促進する都市づくり

① 魅力ある中心市街地の形成

JR湯沢駅周辺には、古くから業務・商業地が形成されており、近年、商店街の環境改善が図られたほかに、現在、市役所新庁舎の建設などが行われている。今後は低未利用地の有効活用等により業務・商業機能を充実させ、魅力ある中心市街地の形成を図る。

② 広域的な文化交流拠点の形成

湯沢IC西側において、湯沢文化会館、湯沢市総合体育館、湯沢雄勝広域交流センターなどの広域的な文化交流拠点を形成する。

③ 広域医療、福祉拠点の形成

雄勝中央病院、老人福祉施設などの立地する山田地区において、広域医療、福祉拠点を形成する。

④ 産業拠点の形成

市街地北側の湯沢工業団地において、産業拠点を形成する。

⑤ 快適な居住環境の形成

道路・公園・下水道等の都市基盤の整備により、安全・安心で歩いて暮らせる快適な居住環境の形成を図る。

⑥ 東西間の連絡を強化する交通機能の充実

JR湯沢駅の東西自由通路や駅前広場の整備などにより、駅東西間の市街地の連絡を強化する交通機能等の充実を図る。

2) 活発な交流・連携を実現する都市

⑦ 広域都市圏内外の活発な交流・連携を促進する道路網の形成

東北中央自動車道、湯沢横手道路、国道13号、国道398号及び一般県道雄勝湯沢線等の維持・強化を図り、活発な交流・連携を促進する道路網の形成を目指す。

3) 豊かな自然と格式ある街並みを継承する都市

⑧ 水と緑豊かな自然環境、都市景観の保全

本区域は、雄物川や東部及び南部の丘陵地により、水と緑豊かな自然環境が形成され、市街地・田園と合わせて、個性ある都市景観を構成していることから、この保全に努める。

⑨ 歴史的街並みの保全・活用

城下町の面影を残す伝統的建造物等を保全し、地域の観光・文化拠点としての活用を図る。

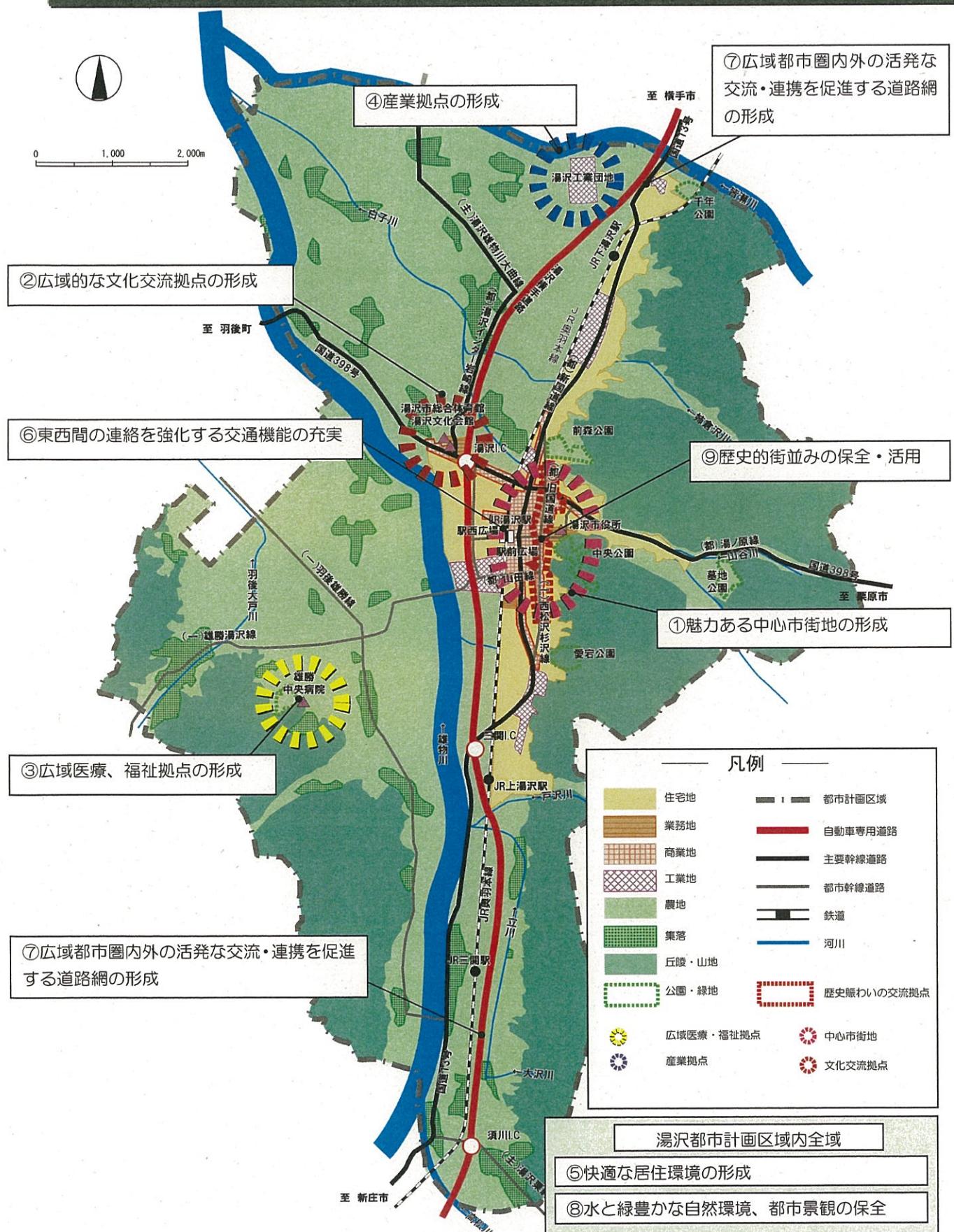


図 目標とする市街地像

(5)社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を次のとおりとする。

①既存の社会基盤ストック⁴を活用した効率的なまちづくり

人口減少、少子高齢化が続く中で、これまでのような都市の拡大を前提とした都市づくりからの転換が求められており、これまでの都市的投資を進めてきた既成市街地をより有効に活用する必要がある。

そのため、市街地の縁辺部の無秩序な市街化を抑制するとともに、都市基盤が充実している既成市街地について、まちなか居住や拠点機能の整備を促すことにより、効率的なまちづくりを目指す。

②安心して暮らせるまちづくり

高齢化が進行するなかで、これに対応したまちづくりが必要となってくる。

そのため、地域コミュニティの維持、都市施設等のバリアフリー化、地域の足となる公共交通機関の利用促進、さらには、医療・福祉、災害時の避難システムの充実により、高齢者をはじめ誰もが安全で、安心に暮らせるまちづくりを目指す。また、冬期においても、安心して日常生活が送れるよう、まちなかの歩行環境改善を目指す。

③災害に強いまちづくり

防災拠点・避難施設としての機能を備えた公園や街路などの整備、降雨や地震、避難情報などの災害情報環境の充実などにより、災害に強く、被害を最小限にとどめる減災のまちづくりを目指す。

④地域の活力を生む住民協働によるまちづくり

地方分権社会の進展や暮らしの質向上に対する住民ニーズが多様化する中で、これまでの行政主体のまちづくりから、地域住民との協働によるまちづくりへの転換が求められている。

そのため、地域住民やNPO、市民団体等多様な主体のまちづくりへの参加、コンセンサス形成による住民参加型のまちづくりを目指す。

⁴ 社会基盤ストック：既存の公共・公益施設のことであり、整備済みの学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話等を指すが、近年では情報通信網等も含まれる。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の有無

湯沢都市計画区域においては、区域区分を定めない。

区域区分を定めないと判断した根拠は次のとおりである。

本区域の人口は減少傾向にあり、都市の拡大等を誘発するような大規模なプロジェクトもない。近年の開発動向は、用途地域外の新築件数は低く推移している。また、農地転用件数も減少傾向にある。

今後の住居、商業、工業地の需要予測に対しては、現用途地域で収容可能であるとともに、用途地域外は、農業振興地域や森林地域などの土地利用規制がなされている。

これらのことから、今後無秩序な市街化が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとで「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、本区域においては、区域区分を定めない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、雄物川が山間地から平地部に流れ込んで形成された扇状地の山際に位置し、区域の西部から北西部が農地、東部及び南部が丘陵地であり、中央を南北に雄物川が流れ、北端を皆瀬川が流れている。

市街地は、古くからJR奥羽本線東側の国道13号沿道に南北に細長く形成され、その後JR湯沢駅西側の土地区画整理事業や湯沢ICの整備により、JR奥羽本線西側でも計画的に市街化が進められ、線状的な市街地から面的な市街地へと移行している。

また、西部の山田地区では、雄勝中央病院などの建設により、広域的な医療、福祉拠点が形成されている。

中心市街地は、JR湯沢駅周辺に形成され、そこにある四つの商店街では商店街近代化事業⁵等により、自然・歴史を尊重した街並み景観づくりなどが行われ、商業環境の改善が図られている。現在は、湯沢市役所新庁舎の建設、JR湯沢駅東西自由通路や駅前広場の整備などが進められている。また、地域産業を代表する酒造業等が立地していることから、地域産業の振興とともに観光・景観資源として有効活用を図るほか、空き店舗や雄勝中央病院跡地の利活用を図る必要がある。

このような現状や課題を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を次のとおりとする。

1) 主要用途の配置の方針

① 業務地

佐竹町周辺地区は、市役所が新設されるとともに、中央公民館、生涯学習センター、勤労青少年ホーム、図書館等の公益施設が集積しており、今後も、公共公益機能を担う業務地として位置づける。

また、半石町周辺地区は、県地域振興局庁舎、警察署、簡易裁判所、法務局、保健所等広域行政機関が集積しており、今後も、広域的公共公益機能を担う業務地として位置づける。

② 商業地

JR湯沢駅東側の商業地は、古くから広域都市圏の日常的な生活を支える商業を牽引している。近年は街並み景観整備などにより、商業環境の改善が図られているとともに、中心市街地の玄関口となるJR湯沢駅において、駅前広場の整備による交通結節機能強化などが図られている。

⁵ 商店街近代化事業：湯沢市、4つの商店街（柳町商店街、駅通り商店街、大町商店街、中央通り商店街）協同組合等が事業主体となり、1978年に着手し、2001年に完成した。街路拡幅と合わせて、自主的セットバック、ファサードの統一化、ポケットパーク整備など各商店街がそれぞれ、個性的で魅力ある買い物回遊空間づくりを行った。

今後も、湯沢駅東側を含め、駅周辺の地区については、商業機能の維持、充実を図り、中心市街地のにぎわいの核となる商業地として位置づける。

③ 工業地

岩崎地区の湯沢工業団地は、企業誘致による工業団地が形成していることから、今後も地域の工業生産機能の中心的な役割を担う工業地として位置づける。

(一) 雄勝湯沢線沿道地区の岡田町地区や国道13号沿道の愛宕町^{あたごちょう}地区には工業施設が立地し、交通利便性を生かした工業地として形成されていることから、地域産業を担う工業地として位置づける。

④ 流通業務地

国道13号沿道の横山地区や(一)雄勝湯沢線沿道の野々目地区は、幹線道路沿いで、かつ湯沢ICや商業地等に近いことから、この交通の利便性を活かした流通業務地として位置づける。

⑤ 住宅地

中心市街地に隣接する愛宕町^{あたごちょう}地区、元清水地区等、また市街地の縁辺部にあたる杉沢地区、岩崎地区、三鶴地区等は、都市基盤の維持・整備を図り、利便性の高い住宅地として位置づける。

また、武家屋敷などの風情が残る内町や裏門地区は、豊かな自然環境の中にある良好な住宅地が形成されていることから、自然環境に恵まれた緑豊かな住宅地として位置づける。

2) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

JR湯沢駅周辺の中心市街地は、商店街の近代化事業等により魅力ある商業地の形成が進められている一方で、空き店舗や雄勝中央病院跡地などの利活用が課題となっている。

のことから、当地区の土地の高度利用を図り、業務・商業等多様な機能が集積した魅力ある中心市街地としての形成を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

現状では用途転換等は想定していないが、住宅地や商業地等の需要動向、都市基盤の計画見直しなどの状況に応じて、適正な土地利用に向けた用途の見直しを検討する。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

湯の原地区は密集した住宅地を形成し、防災上の課題を有しており、基盤整備により居住環境の改善を図る。

また、湯沢駅東側を中心とする国道13号及び398号沿道地区は、火災の延焼の防止に向け準防火地域を指定しているが、狭隘道路の解消など、居住環境の改善を検討する。

④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地東部及び南部の丘陵地は、個性ある都市景観を構成し、特に城址・前森山・愛宕山風致地区を定めていることから、今後も、この環境・景観の維持を図る。

また、市街地西部に隣接する雄物川は、身近な水辺の緑地であるとともに、河川敷を利用した多様なレクリエーション機能も担っていることから、今後も、この維持・活用を図る。

⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針

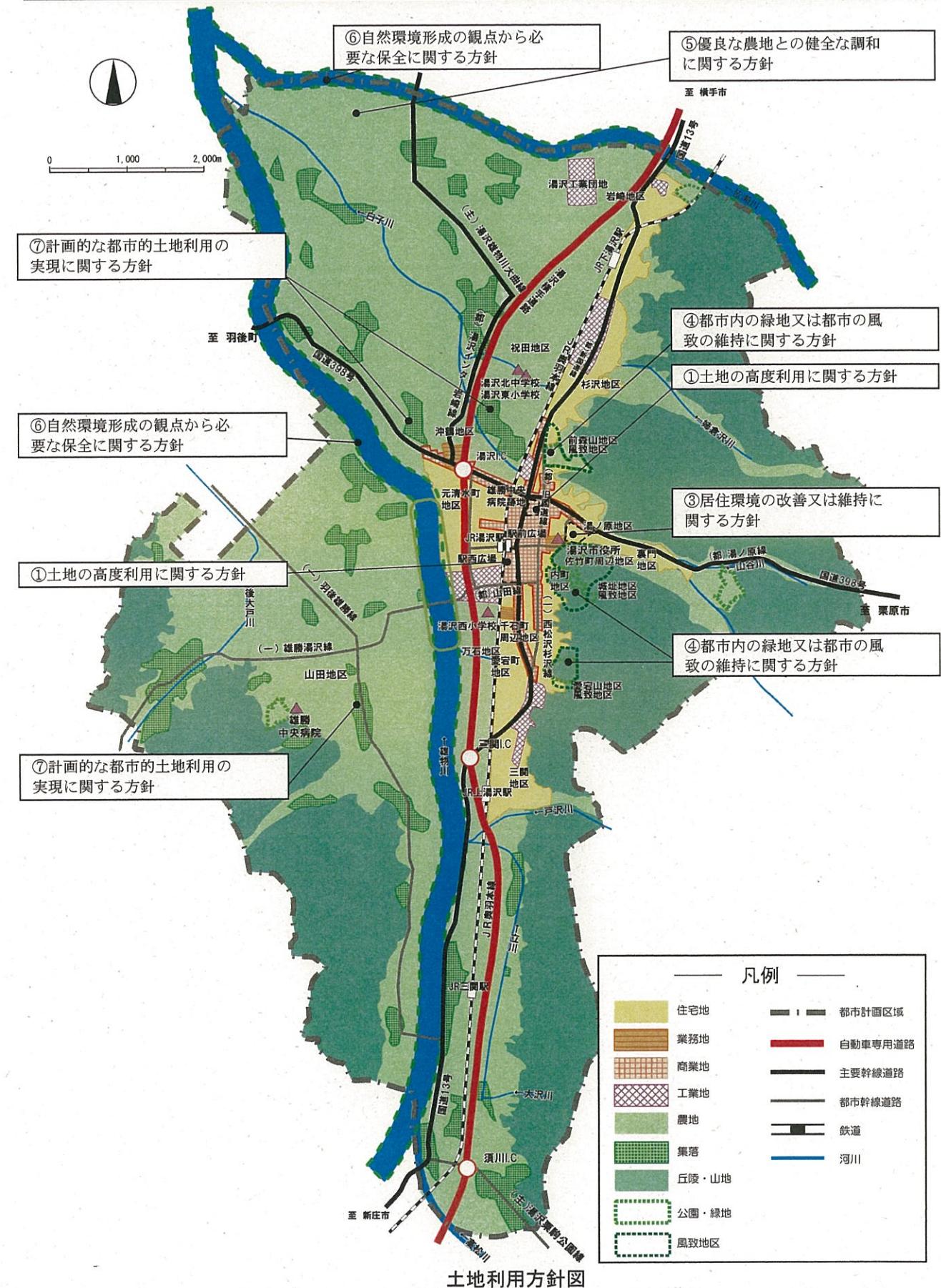
市街地西部から北西部に広がる田園地帯は、地域の基幹産業である農業の生産基盤であるとともに、豊かな田園景観を創出していることから、この保全を図る。

⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

雄物川や皆瀬川の河川は、本区域を代表する自然環境であることから、水質や水辺環境の維持・保全を図る。さらに、市街地東部及び南部の丘陵地は、緑豊かな都市景観と多様な生態系を形づくっていることから、この維持・保全を図る。

⑦ 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

雄勝中央病院周辺の山田地区、市立湯沢北中学校、湯沢東小学校が整備された 祝 田地区等については、既存集落の生活環境の維持・充実を図る。



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

本区域は、自動車専用道路である湯沢横手道路が平成19年に雄勝こまちICから横手ICまで供用され、雄物川流域圏内及び山形県との広域交通の利便性が向上している。

また、本区域の中心を南北方向に横手市や山形県を結ぶ国道13号、これに交差して東西方向に宮城県等を結ぶ国道398号があり、本区域は広域的な交通の結節点となっている。

都市内の道路は、順次整備が進められているが、交通の円滑化をより一層推進するため、整備を進める必要がある。

さらに、高齢化が進行するとともに豪雪地帯である本区域では、バスや鉄道等の地域の足となる公共交通機関の利便性向上をはじめ、主要な施設を結ぶ歩行者空間の確保、冬期間の交通処理、主要な交通結節点におけるバリアフリー化など、四季を通じ、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の整備が求められている。

このような現状や課題を踏まえ、交通施設の都市計画の決定の方針を次のとおり定める。

① 広域交通ネットワークの形成

山形県、宮城県、雄物川流域圏等の他都市との人・もの・情報の活発な交流のため、東北中央自動車道、湯沢横手道路、国道13号、国道398号等による広域交通ネットワークの形成を図る。

② 都市内ネットワークの形成

地域の交流と連携の促進、市街地の交通の円滑化を促進するため、(都)駅西線、(都)駅前通り御屋敷線及び(都)西大通り中野線等による都市内ネットワークの形成を図る。

③ 歩行者等、人にやさしい交通環境の充実

魅力ある中心市街地の形成や快適な居住環境の形成に向け、歩行空間の確保、バリアフリー化、冬期間の対応など、四季を通じて安全で快適な歩行環境の充実を図る。

④ 公共交通結節機能等の充実

公共交通機関の維持・充実とともに、JR湯沢駅等においては、バスなどの公共交通機関との結節機能の強化やバリアフリー化等を推進し、高齢者等をはじめ誰もが安心して利用できる利便性の高い交通環境の充実を図る。

⑤ 都市計画道路網の見直し

都市計画道路の長期未着手路線については、社会情勢の変化を踏まえ、整備優先順位の明確化や見直し等を検討する。

イ. 主要な施設の配置の方針

基本方針を踏まえ、「自動車専用道路」「主要幹線道路」「都市幹線道路」「駅前広場」の配置の方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
①自動車専用道路 ⁶	湯沢横手道路を、雄物川流域圏及び山形県と結び、広域的な交通を担う自動車専用道路として配置する。 ・湯沢横手道路
②主要幹線道路 ⁷	国道13号、国道398号及び主要地方道湯沢雄物川大曲線を他広域都市圏及び隣県を結ぶ主要幹線道路として配置する。 ・国道13号 ・国道398号 ・主要地方道湯沢雄物川大曲線
③都市幹線道路 ⁸	都市内の各地区や主要な施設間を連絡し、機能的な都市活動を実現する都市幹線道路を以下のとおり配置する。 ■市街地骨格都市幹線道路 市街地の一体性の確保、交通の円滑化ため、以下の路線を市街地骨格都市幹線道路として配置する。 ・一般県道西松沢杉沢線 ・(都)駅前通り御屋敷線 ・(都)駅西線 ・(都)西大通り中野線 ■郊外部都市幹線道路 市街地及び国道13号と雄勝中央病院等、また、郊外部の集落と国道13号及び国道398号を連絡するため、以下の路線を郊外部都市幹線道路として配置する。 ・一般県道雄勝湯沢線 ・一般県道羽後雄勝線
④駅前広場	交通結節機能強化のため、JR湯沢駅の東側に駅前広場、西側に駅西広場を配置する。さらに、駅東西間の連絡強化のため東西自由通路を配置する。

ここで、表内の自動車専用道路及び国道、主要地方道、一般県道に該当する都市計画道路は以下の通りとなる。

湯沢横手道路：(都)湯沢高速線

国道13号：(都)新国道線

国道398号：(都)湯ノ原線

主要地方道湯沢雄物川大曲線：(都)湯沢インター岩崎線

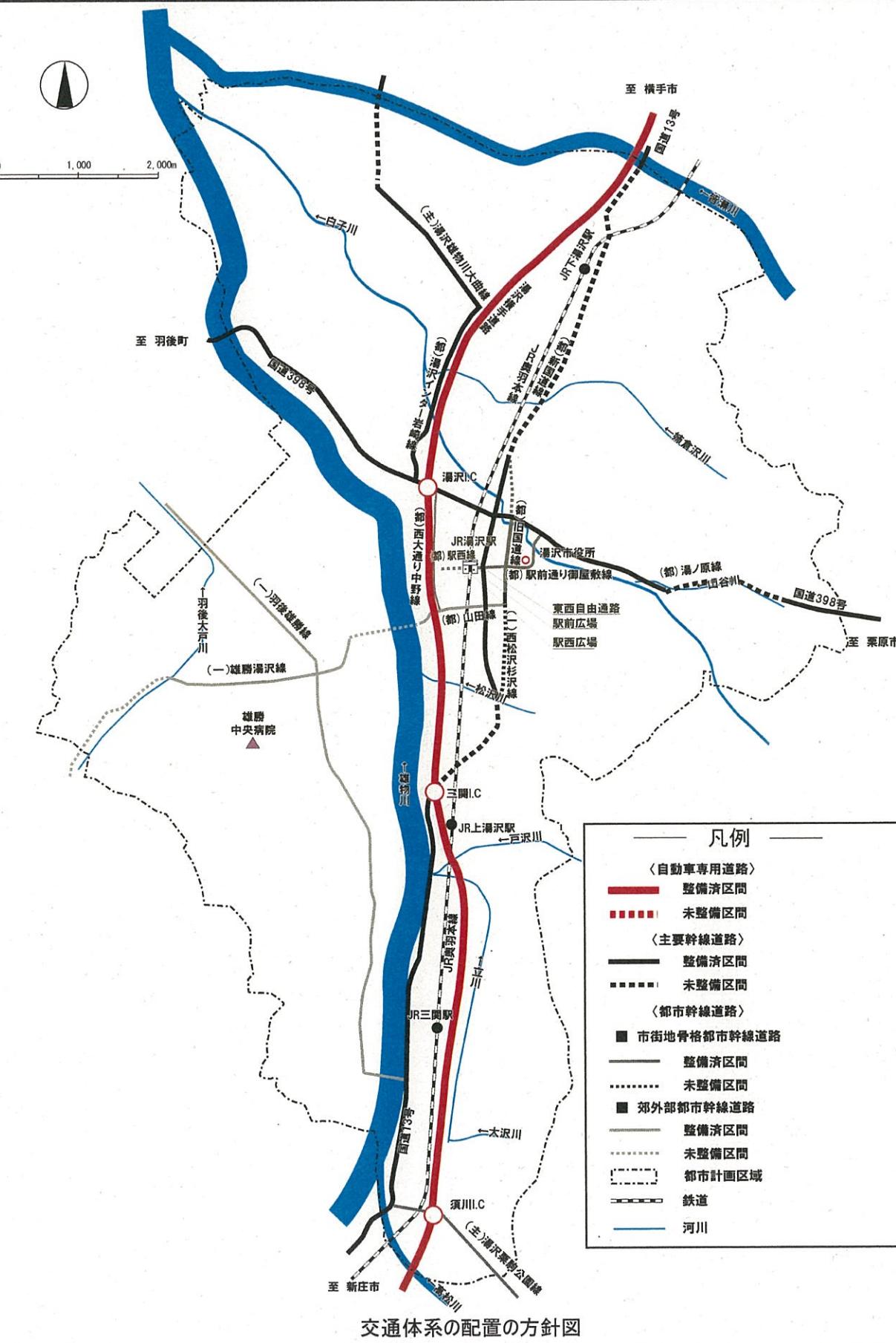
一般県道 西松沢杉沢線：(都)旧国道線

一般県道 雄勝湯沢線：(都)山田線

⁶自動車専用道路：高速道路、一般自動車等専ら自動車の交通の用に供する道路を示す。

⁷主要幹線道路：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

⁸都市幹線道路：都市内の各地区又は主要な施設間の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

<下水道>

湯沢市における公共下水道普及率は、平成23年度末で36.0%であり、秋田県平均59.6%と比べても低い水準にある。

湯沢公共下水道湯沢処理区として、中心市街地を中心に整備が進められてきたものの、中心市街地に近接する南北地域などが未着手である。

このような状況のなかで、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理整備構想に基づいた下水道整備の促進と普及率の向上を図る。

<河川>

市街地を雄物川が南北に、北端を皆瀬川が東西に流れる他、高松川や白子川等、計11河川が一級河川として指定されている。

本区域を流れる雄物川には、農業用水としての河川水の取水等を目的とした堰が配置されており、堰の流水遮断による治水・自然環境への影響を回避するための大規模な改修や、雄物川の市街地に隣接する右岸堤防では桜並木による堤防の弱体化対策として堤防改修が行われ、治水上・防災上の機能強化が図られてきている。

このような状況を踏まえ、河川の都市計画の決定の基本方針を次のように定める。

- ① 河川の改修及び維持管理等に努め、洪水被害の発生の防止・軽減を図る。
- ② 河川の環境機能を維持・保全するために、生物の生息・生育環境に配慮した河川整備に努めるとともに、地域の憩いの場、癒しの場、そしてレクリエーションの場として河川空間の活用を図る。

イ. 主要な施設の配置の方針

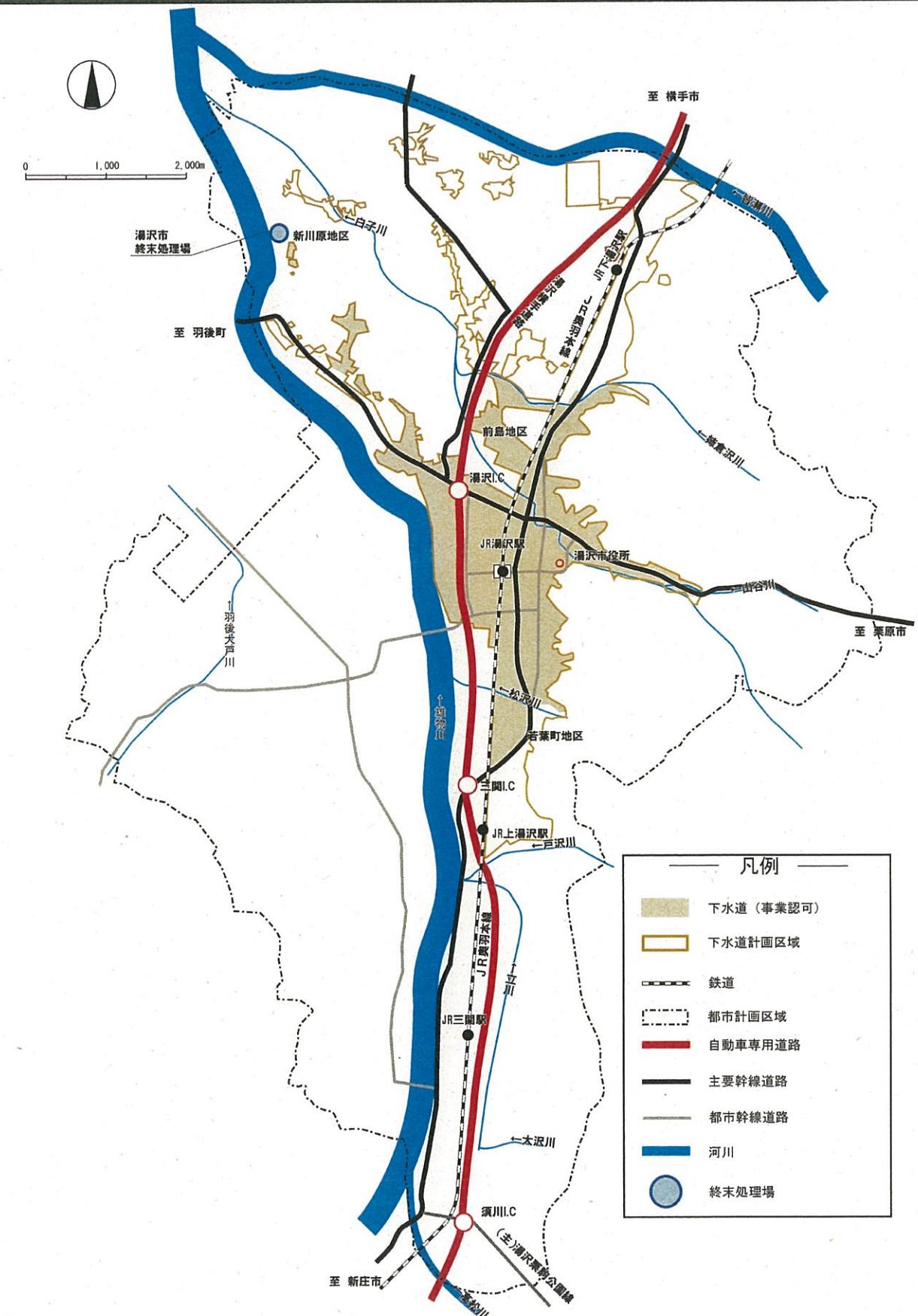
下水道

本区域においては、市街地及び近接する地域などに排水区域を配置し、整備を推進する。

また、終末処理場は引き続き、区域の北西部の新川原地区に配置する。

〈河川〉

雄物川をはじめとする各河川は、自然環境に配慮した整備・保全を進め、治水機能、環境機能、利水機能の維持を図る。



下水道及び河川の配置の方針図

3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

<ごみ焼却場>

ア. 基本方針

現在、湯沢雄勝広域市町村圏組合では、老朽化したごみ焼却場の建て替えを計画している。

ごみ焼却場については、周辺環境に十分配慮するよう計画し、建て替えるものとする。

イ. 主要な施設の配置の方針

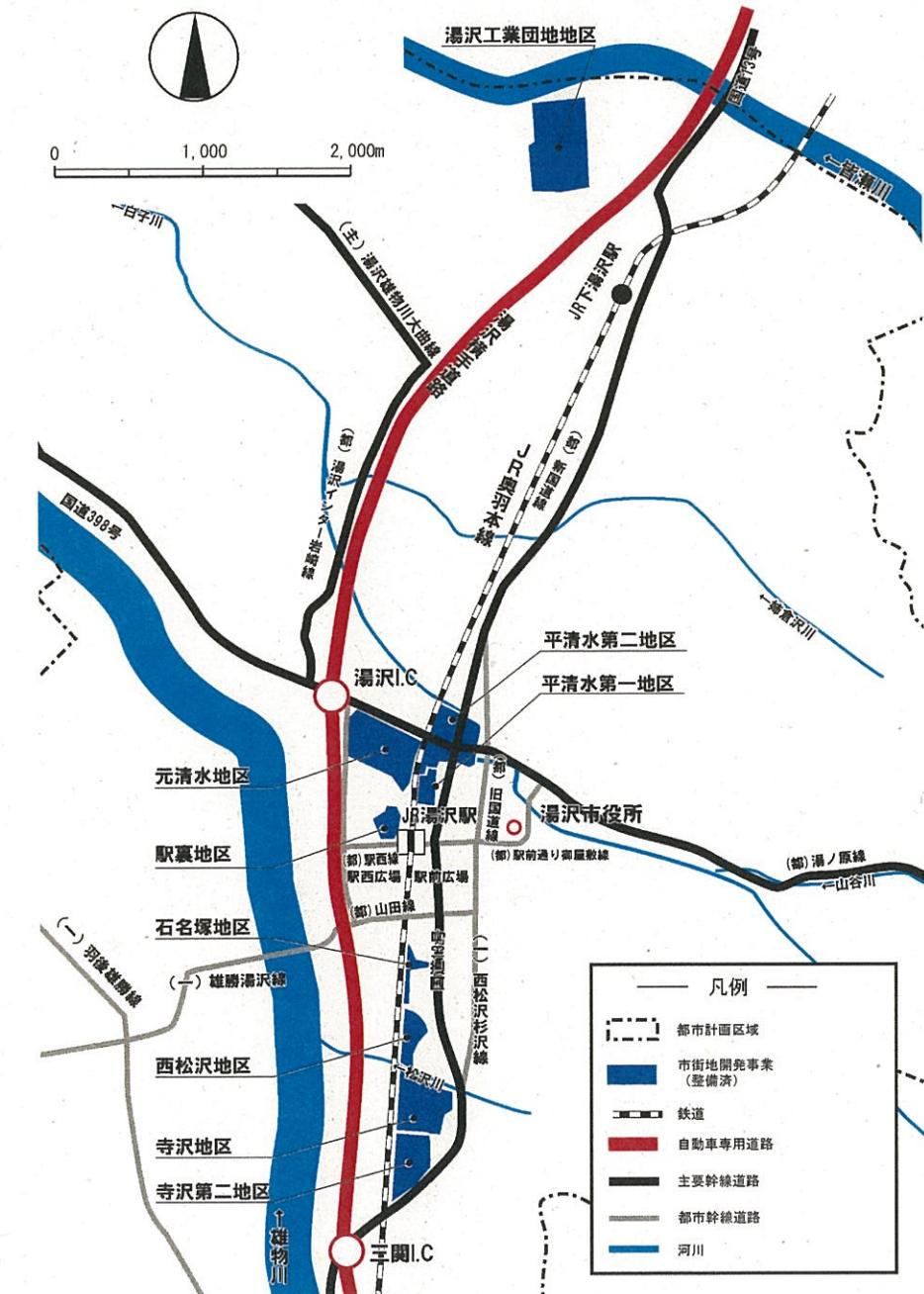
ごみ焼却場は、周辺環境を考慮し、市街地南側の雄物川右岸への配置を検討する。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、9地区の土地区画整理事業が完了しており、それぞれ計画的に市街地整備が進められてきたが、現在、市街地開発事業は行われてはない。

今後、駅東地区における高度な土地利用に向けて、必要に応じて市街地開発事業による整備を検討し、計画的に良好な市街地の形成を図るものとする。



市街地開発事業の配置方針図

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、市街地を南北に流れる雄物川や東部及び南部の丘陵地により、水と緑に恵まれた自然環境が形成されている。また、この自然環境を背景に、城下町としての面影を残す歴史的建造物により地域特有の文化と風土が形成されている。

こうした優れた資源を生かし、地域住民がうるおいや誇りの感じられる充実したまちづくりが求められている。

このような現状や課題を踏まえ、自然的環境の整備又は保全に関する基本方針を以下のとおりとする。

①都市を代表する緑地の保全・整備

雄物川や丘陵地などは、個性ある都市景観を創出し、身近な自然環境であることから、この保全を図る。

②レクリエーション及び防災空間としての緑地の保全・充実

本区域や周辺地域の人々に親しまれている中央公園、前森公園、愛宕公園及び勇ヶ岡公園や、松ノ木河川公園及び桜並木等のある雄物川河川敷は、レクリエーション機能を有していることから、これらの保全・充実を図る。

また、市街地に点在する都市公園は、緊急時の避難場所としての機能も担うことから、都市防災の緑地として保全・整備を図る。

③歴史文化としての緑地の保全・活用

城下町としての歴史を象徴する城址のある中央公園や伝統ある酒造りの酒蔵、武家屋敷の名残をとどめる街並みは、これらの価値を高める周辺の豊かな緑とともに保全し、活用を図る。

④優良な農地の保全

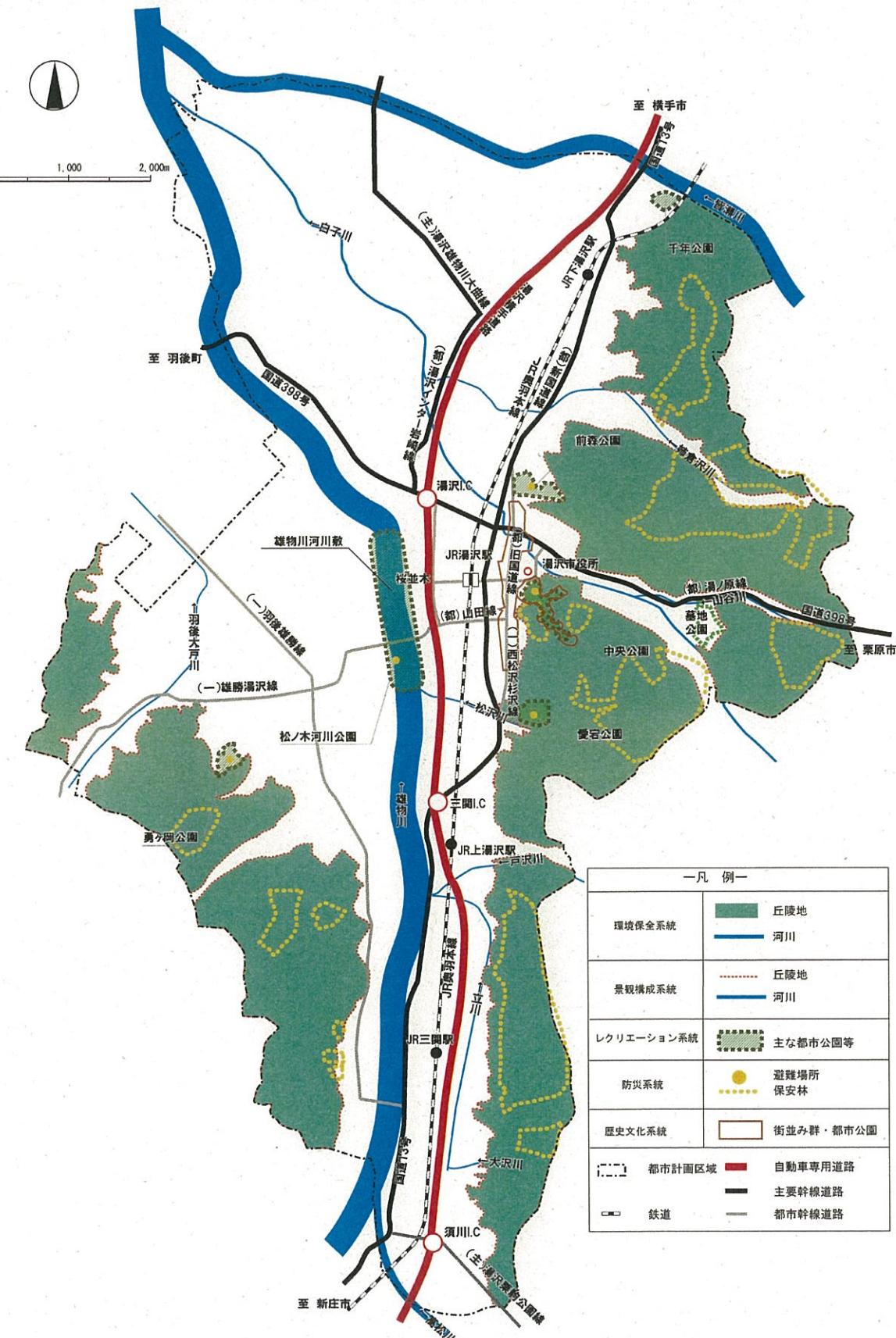
市街地西部から北西部に広がる田園地帯は、優良な農地であることから、この保全を図る。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、都市景観要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統及び歴史文化系統の5つの系統を次のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
環境保全系統の配置	東部及び南部の丘陵地 雄物川・皆瀬川等の水辺の緑地	東部及び南部の丘陵地や雄物川等の水辺の緑地は、豊かな生態系を有する優れた自然環境であることから、環境保全緑地として配置する。
レクリエーション系統の配置	前森公園 中央公園 愛宕公園 千年公園 勇ヶ岡公園 雄物川河川敷	前森公園、中央公園、愛宕公園、千年公園、勇ヶ岡公園を核となる公園として、また、市街地西部に隣接し、桜並木のある雄物川河川敷をレクリエーション系統の緑地として配置する。
防災系統の配置	都市公園 東部及び南部の丘陵地保安林	都市公園を避難場所として、また、東部及び南部の丘陵地にある保安林を防災緑地として配置する。
景観構成系統の配置	東部及び南部の丘陵地 雄物川・皆瀬川等の水辺の緑地	市街地の背景となり、四季折々の豊かな表情を見せる東部及び南部の丘陵地や雄物川等の水辺の緑地を、水と緑豊かな都市景観を構成する緑地として配置する。
歴史文化系統の配置	歴史的な街並み群 中央公園	伝統ある酒蔵や、豊かな緑に囲まれた武家屋敷の名残をのこす街並み、城址のある中央公園を歴史文化の緑地として配置する。

湯沢都市計画区域マスター・プラン



自然的環境の整備又は保全の方針図

秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画班）

TEL 018-860-2445
FAX 018-860-3845
E-mail Toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp
URL <http://www.pref.akita.jp/toshi/index.html>